

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 35 号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和 37 年瀬戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置の免除)</p> <p>第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 3 条第 2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p>	<p>(設置の免除)</p> <p>第 29 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>から まで <省略></p>

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。